

聖マリアヘルスケアセンター フィットネスジム連携登録医利用規定

第1条(適用範囲)

聖マリアヘルスケアセンターフィットネスジム利用規定（以下「本規定」といいます）は連携登録医でフィットネスジムの利用を希望された方に適用します。

第2条(目的)

聖マリアヘルスケアセンターフィットネスジム（以下「当施設」といいます）は、連携登録医の健康維持、健康増進を図ることを目的とします。

第3条(管理運営)

当施設は雪の聖母会が運営し、連携登録医の窓口は、聖マリア病院 医療連携・患者支援部 地域連携係におきます。

第4条(利用資格)

当施設の利用は、聖マリア病院、聖マリアヘルスケアセンター職員、又は連携登録医（但し登録医以外の利用は利用証1枚につき1名まで可）であることとします。

第5条(利用費用)

当施設の利用に係る費用は無料とします。

第6条(利用時間)

当施設の利用は、平日、土曜日の17時～22時までとし、受付は21時までとします。

第7条(禁止事項)

当施設を利用する者は、次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の利用者や職員を誹謗、中傷する行為。
- (2) 他の利用者や職員に対する一切の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発する行為、他の利用者や職員に対する威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の利用者や職員が恐怖を感じる危険な行為。
- (5) 当施設の器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
- (6) 利用者や職員を待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で職員を拘束する等の迷惑行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
- (9) 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
- (11) 高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内へ持ち込む行為。
- (12) シャワールームで髪を染める行為。

- (13) 職員に対する就職あつせんや引き抜きの行為。
- (14) 小学生以下のお子様の同伴。
- (15) その他法令および公序良俗に反する一切の行為。

第8条(免責)

1. 利用者（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）が被った諸施設の利用中の損害や怪我その他の事故（以下「事故等」といいます。）について、当施設に故意または過失がない限り、当院は、当該損害に対する一切の責任を負いません。また、会員が諸施設の外で被った事故等について、一切の責任を負いません。なお、当施設は、第7条(11)号で会員が高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内に持ち込むことを禁止しております。会員が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、当院は一切の責任を負いません。
2. 利用者同士の間が生じた係争やトラブルについて、当院は一切関与いたしません。

第9条(利用者の損害賠償責任)

利用者が諸施設の利用中、当院または第三者に損害を与えたときは、その利用者が当該損害に関する責を負い、当院に対して一切迷惑をかけないものとします。ビジターについても同様とし、利用者が連帯して責を負うものとします。

第10条(利用の禁止)

利用者が次の各号に該当するときは、当施設の利用を禁止します。

- (1) 飲酒している場合。
- (2) 医師等から運動を禁止されているとき。
- (3) 伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患しているとき。
- (4) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
- (5) 妊娠しているとき。
- (6) その他、正常な諸施設の利用ができないと判断されたとき。

第11条（本規定の改訂）

本規定の改訂を実施するときは、予め改訂の1ヶ月前までに告知することにより、改訂した本規定の効力は連携登録医利用者に及ぶものとします。